

日 連 5 第 79 号
(業 2 第 12 号)
令和 5 年 4 月 20 日

税理士会会長 様

日本税理士会連合会
会長 神津 信一
(公印省略)

「適格請求書発行事業者」登録申請に係る確認書の改訂について

標題に関し、本会では、税理士が関与先に対し、適格請求書発行事業者の登録申請手続きに関する説明をしたこと及び登録申請の意思を確認したことを証する確認書を令和 3 年 12 月に作成及び公表しているところ、令和 5 年度税制改正における免税事業者対応等を反映し、一部見直しを行いました。

ついては、貴会において、ホームページや研修会等を通じ会員に周知くださるようお願いいたします。

<添付資料>

「適格請求書発行事業者」登録申請に係る確認書（令和 5 年 4 月改訂）

「適格請求書発行事業者」登録申請に係る確認書

令和 年 月 日

税理士(税理士法人) _____ 様

私は、消費税の「適格請求書等保存方式(インボイス制度)」導入にあたり「適格請求書(インボイス)発行事業者」の登録申請手続きについて、貴方から以下の項目についての説明を受けました。その結果、私は本登録申請について以下のとおり希望します。

☐ 登録申請する。	☐ ① 課税事業者である。
	☐ ② 課税事業者を選択する。
☐ 登録申請しない。	☐ ③ 免税事業者のままとする。
	☐ ④ 課税事業者であるが、インボイス発行事業者を選択しない。
☐ 後日判断する。	

所 在 地

名 称

代 表 者 氏 名

印

(以下、「甲」とします。)

① 課税事業者 ⇒ 課税事業者(適格請求書発行事業者)
☐ 甲は令和5年10月1日を含む課税期間において消費税等の課税事業者であることが予定されている。 ☐ 登録を、令和5年10月1日から受けること。 ☐ 制度開始時から登録を受けるための登録申請書の提出は、令和5年9月30日まで。 ☐ 適格請求書発行事業者には以下の義務があること。 課税事業者の求めに応じて、適格請求書等を交付する義務、交付した適格請求書等の写しを保存する義務等がある。交付した日(電磁的記録を提供した日)の属する課税期間の末日の翌日から2月を経過した日から7年間保存。 ☐ 基準期間の課税売上高が、1,000万円以下になっても免税事業者とならず消費税申告は必要となるため、1,000万円以下となった場合は再度税理士に相談すること。 ☐ 登録の取消しを求める場合は、「適格請求書発行事業者の登録の取消しを求める旨の届出書」を提出することになる。登録取消しに係る手続上の留意点については下記参照。 ☐ 個人事業者の場合、適格請求書発行事業者の「屋号」「通称又は旧姓」「主たる事務所の所在地」等の公表が可能であること。

② 免税事業者 ⇒ 課税事業者(適格請求書発行事業者)
☐ 甲は令和5年10月1日を含む課税期間において消費税等の免税事業者であることが予定されている。 ☐ 「消費税課税事業者選択届出書」を税務署長に提出する。ただし、登録を令和5年10月1日から令和11年9月30日までの間に受ける場合は提出不要。 ☐ 登録を、令和5年10月1日から受けること。 ☐ 制度開始時から登録を受けるための登録申請書の提出は、令和5年9月30日まで。 ☐ 簡易課税制度を選択する場合は、消費税簡易課税制度選択届出書を提出する(通常は課税期間の初日の前日まで、経過措置の適用を受ける場合は登録を受けた日の属する課税期間の末日(個人の場合は登録を受けた年の12月31日)まで)。また、申告時に「2割特例」による申告を選択することも可能。 ☐ 適格請求書発行事業者には以下の義務があること。

課税事業者の求めに応じて、適格請求書等を交付する義務、交付した適格請求書等の写しを保存する義務等がある。交付した日（電磁的記録を提供した日）の属する課税期間の末日の翌日から2月を経過した日から7年間保存。

- ☐ （免税事業者が登録を受けた場合）登録日から課税期間の末日までの期間について、消費税の申告が必要。
- ☐ 基準期間の課税売上高が、1,000万円以下になっても免税事業者にはならない。
- ☐ 登録を取消し免税事業者になる場合は、「適格請求書発行事業者の登録の取消しを求める旨の届出書」を提出し、かつ、消費税課税事業者選択不適用届出書（登録の経過措置適用者は不要）を税務署長に提出する必要があること。登録取消しに係る手続上の留意点については下記参照。
- ☐ 個人事業者の場合、適格請求書発行事業者の「屋号」「通称又は旧姓」「主たる事務所の所在地」等の公表が可能であること。

③ 免税事業者 ⇒ 免税事業者（登録をしない）

- ☐ 甲は令和5年10月1日を含む課税期間において消費税等の免税事業者であることが予定されている。
- ☐ 今回は登録の申請をしない。
- ☐ 取引先が、消費税等を一般課税方式で申告している場合、免税事業者からの課税仕入れは仕入税額控除ができないことについて説明を行い、甲は了承した。ただし、経過措置により、令和5年10月1日～令和8年9月30日は80%、令和8年10月1日から令和11年9月30日は50%の控除を受けられる。令和11年10月1日からは仕入税額控除は不可となる。
- ☐ 取引価額について値引を要請される可能性があることについて、説明を行い、甲は了承した。
- ☐ 適格請求書を発行できない。
- ☐ 適格請求書と誤認される書類の交付は禁止。違反すれば罰則規定がある。

④ 課税事業者 ⇒ 課税事業者（登録をしない）

- ☐ 甲は令和5年10月1日を含む課税期間において消費税等の課税事業者であることが予定されている。
- ☐ 今回は登録の申請をしない。
- ☐ 取引先が、消費税等を一般課税方式で申告している場合、登録を行わない甲からの課税仕入れについては、仕入税額控除ができないことについて説明を行い、甲は了承した。（ただし、6年間は経過措置あり。）
- ☐ 取引価額について値引を要請される可能性があることについて、説明を行い、甲は了承した。
- ☐ 消費税等の申告は必要である。
- ☐ 基準期間の課税売上高が、1,000万円以下になれば免税事業者となる。
- ☐ 適格請求書を発行できない。
- ☐ 適格請求書と誤認される書類の交付は禁止、違反すれば罰則規定がある。

登録取消を求める場合の手続上の留意点

登録の取消を求める場合は「適格請求書発行事業者の登録の取消を求める旨の届出書」を所轄税務署長に提出することになる。（登録日到来前に業態の変更などによりやむを得ず登録取消の必要が生じた場合は、事前に税理士に相談すること）

- ☐ 「翌」課税期間の初日から15日前の日までに提出した場合
届出書を提出した日の属する課税期間の「翌」課税期間から失効
 - ☐ 「翌」課税期間の初日から15日前の日後に提出した場合
届出書を提出した日の属する課税期間の「翌々」課税期間から失効
- ※ 登録を取り消しても、課税事業者である場合には申告が必要。